主 文 原判決を破棄する。 被告人を免訴する。

理 由

弁護人杉之原舜一及び被告人の各控訴趣意は末尾添付の各控訴趣意書と題する書 面記載のとおりである。

本件は被告人に起訴状記載の連合国最高司令長官の指令の趣旨に違反した行為があり、右は昭和二十五年政令第三百二十五号占領目的阻害行為処罰令第一条第二条の占領目的に有害な行為にあたるものとして、昭和二十六年三月一日起訴され、昭和二十六年十二月二十六日原審において有罪の判決言渡があり、これに対する弁護人の控訴趣意の要旨は、被告人に対する本件公訴事実に関してその後に刑の廃止があつたものであるというにある。

昭和二十五年政令第三百二十五号占領目的阻害行為処罰令は、昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム宣言ノ受諾二伴ヒ発スル命令二関スル件」に基く政令であって、連合国最高司令官の日本政府に対する指令の趣旨に反する行為、その指令施行のため連合国占領軍の軍、軍団又は師団の各司令官の発する命令の趣旨に反する行為及びその指令を履行するために日本政府の発する法令に違反する行為を占領目的に有害な行為として処罰するをその規定の内容とする。

されば、昭和二十年九月十日連合国最高司令部から日本政府宛の覚書「言論及ビ新聞ノ自由」における連合国に対する破壊的批評の論議を禁じた指令、昭和二十五年六月二十六日及び同年七月十八日A元帥の内閣総理大臣あて書簡におけるB及びその後継紙の発行停止に関する指令は、いずれも憲法第二十一条において国民に保障された言論、出版等表現の自由を抑制するものでありながら、この条規に抵触するものとして論ずべからざる所以の本のは、一に右指令が前記のような性質を有す

るからであり、それ以外に右制限について直接憲法上の根拠があるものとはいゝ得ない。

〈要旨〉政令第三百二十五号は、その規定の対象に右指令を包含し、前記立法措置によつて、占領時に行われた行為〈/要旨〉に対する罰則の適用につきなお存続するものとされたのであるが、平和条約が発効して、国が完全な主権を回復した現時においては、右罰則規定は新たにこれを国の最高法規たる憲沃に照らしてその合憲性が検討されなければならない。よつてこれを憲法の条規に照すと、前記指令の性質上これを対照とするかぎり、右罰則規定は憲法第二十一条に牴触する違憲性があるものと判断される。しからばこの点において右罰則規定はその効力を有しないものであり、前記指令を対象とする範囲においては政令第三百二十五号の一部は平和条約の発効とともにその効力を失い、その部分について刑は廃止されたものといわなければならない。

しからば被告人に対する本件公訴事実は、刑事訴訟法第三百三十七条に規定する 犯罪後刑の廃止あつたものに該当し、判決を以て免訴の言渡をなすべきものであ り、弁護人の論旨は結局理由がある。

よって爾余の論旨に対する判断及び被告人の控訴趣旨に対する判断を省略し、刑事訴訟法第三百九十七条により原判決を破棄し、同法第三百三十七条を適用して主文の通り判決する。

(裁判長判事 原田和雄 判事 小坂長四郎 判事 猪股薫)